

家畜動物に対する固有の責任を巡って

—— 3つの関係アプローチの検討¹

高江可奈子

第1節、道徳的考慮をめぐる性質（能力）アプローチと関係アプローチ

生命倫理、動物倫理、環境倫理を中心として展開されてきた道徳的考慮の議論は、考慮の対象となる存在の性質や能力に基づいて論じられてきた。例えば、功利主義者は、快・不快といった経験を功利計算の中に価値づけるため、痛みを感じることでできる存在を考慮の対象とみなす。つまり、痛みを感じる性質・能力が道徳的考慮の根拠となるのである。しかし、道徳的考慮の規範性（道徳的考慮性）は、対象がもつ性質や能力からのみ導出されるわけではない。例えば、親が子どもに対してもつ義務や責任は、「子ども」という存在が一般的にもつ性質によって決定づけられるのではない。むしろ、その子どもがその親の子どもであるという関係において、それ固有の考慮のあり方が生じると考えられる。このように、道徳的考慮性は、対象の性質に基づいて生じる場合と、考慮する主体に対して対象がどのような位置づけにあるのかによって生じる場合の2通りある。以後、前者を性質アプローチ、後者を関係アプローチと呼ぶことにする。

従来、道徳的考慮の議論は性質アプローチが主流であったが、関係アプローチに基づく議論も昨今注目されてきている。中でも、動物倫理においては、Sue Donaldson と Will Kymlicka、および Clare Palmer といった論者たちが関係性に着目した議論を展開してきている。この立場は、人間と動物の関係が多様に存在するにもかかわらず、その多様性を考慮せず、動物の性質だけで一意的に義務のあり方を決定づける性質アプローチに疑問を呈する。実際、猫や犬といったペットと熊やバッファローのような野生動物を「動物」と一括りにして道徳的考慮のあり方を論じるのは、いささか粗雑であると言えよう。私たちは、人間がほぼ干渉しない場所に生息している野生動物とむやみに接触するべきではないし、仮にそのような動物を保護したとしても野生に返すよう努めるべきだと考える。し

¹ 本稿は、第70回日本倫理学会にて発表したものに修正・加筆を加えたものである。

かし、同様のことをペットに対して行った場合、それは不適切な扱いとなる。これはすなわち、家畜化を介した関係にある動物との間には、野生動物との間にはない、その関係固有の考慮のあり方があることを意味するのではないだろうか²。この点を踏まえ、本稿では、性質アプローチと関係アプローチにおいて論じられる義務や責任概念は、それぞれ一般的義務（ある性質に対して私たちがもつ一般的な義務）と特別な義務（ある関係固有の義務）という形で分類し、家畜動物に対する特別な考慮のあり方を論じうる関係アプローチの可能性を検討する³。

また、家畜動物への義務に関して関係アプローチを取ることの利点を簡単に述べておきたい。家畜動物は、人間によってその性質が意図的に操作されるという特徴がある。つまり、性質に先立って関係があるため、性質アプローチだけでは関係によって規定される性質の操作を十分に考察することができない。（例えば、工場畜産は、動物に多大な苦しみを与える点が、動物福祉の観点から問題視されているけれども、性質アプローチに従うと、痛みを感じない動物を作り出すことができれば問題は解決する。しかし、工場畜産を続けるために動物の性質を改変することには、何の問題もないのだろうか。）本稿で、「性質を操作すること」をめぐる問題を取り上げることはできない。だが、関係アプローチは、性質に先行する関係を踏まえた上で考慮のあり方を論じるので、性質アプローチでは捉えられない視座——性質操作の問題を論じる視点——を提供してくれるであろう。それゆえ、関係アプローチの可能性を模索することは、今後の議論の射程を広げることにもつながると考えられる。

第2節、関係アプローチにおける「関係」概念

関係アプローチの検討に入る前に、家畜動物との関係を論じる際の「関係」概念をもう

² 筆者は、家畜動物への考慮のあり方と野生動物への考慮のあり方が異なると主張しているのであって、野生動物との間にはいかなる特別な義務や責任も存在しないと言っているわけではない点を明記しておく。

³ ちなみに、性質アプローチと関係アプローチの分類は、Christine Korsgaard の論文、“Two Distinctions in Goodness”に倣って、内在的価値（対象そのものがもつ性質の価値）と外在的価値（対象との関係における価値）という区別に則って考えることもできる。

少し明確にしておこう。まず、関係には、個別具体的な関係とその関係の文脈を規定する関係の2タイプが存在する。この区別は、家畜動物との関係を考える上で非常に重要である。例えば、野良猫を飼い慣らすという行為は、ある個人が特定の猫と直接的な関係を取り結ぶものであり、前者のタイプに分類される。一方、動物の家畜化は一個人が単体の行為で成せるものではない。そもそも家畜化された動物（家畜動物）という存在は、目に見えるものではない。例えば、家畜動物をまったく知らない人が家畜動物とは一体どのような動物を指すのかと問うてきたとしよう。それに対し、私たちが家畜動物と思われる動物を指差したとしても、それは何の答えにもならない。なぜなら、家畜動物は「家畜化」という社会实践によって生み出された存在だからである。この実践を理解せずに、家畜動物が何かを説明することはできない。つまり、「家畜動物」について語る時、私たちはすでに家畜動物が何者であるかを想定せざるを得ないのである。したがって、家畜動物との関係を考える場合は、個別具体的な関係ではなく、文脈的関係の観点から捉える必要があるのだ。

この理解は、家畜化が何世代もの時間をかけて行われるという特徴とも合致する。例えば、動物考古学者（zooarchaeologist）である Nerissa Russell は、家畜化と飼いならすことを区別して次のように述べている。「飼い慣らすことは家畜化の必要条件ではあるが、十分条件ではない……飼い慣らしは、特定の人と特定の動物の間において取り結ばれる関係であり、その動物の寿命を超えた長期にわたる影響はない。他方、家畜化は、動物の集団と築く関係であり、その集団内に形態学のおよび行動的変容をしばしばもたらすのである。」⁴

以上述べてきたことを踏まえ、本稿では関係アプローチとして具体的に3つのモデル（自発性モデル、パートナーシップモデル、脆弱性モデル）を検討していく。

第3節、自発性モデル（The Voluntary Model）

まず、義務や責任概念が生じうる関係として、自発性モデルについて考察したい。この

⁴ Russell, “The Wild Side of Animal Domestication,” p. 286.

モデルは、私たちが自発的に何らかの関係に従事することによって、それ固有の義務や責任が生じると主張する。例えば、誰かと約束を交わす行為はその約束を守るという義務を自ら引き受けることを意味する⁵。

しかし、家畜動物との関係は、個々の自発的行為に基づいたものではなく、人間と動物の集団間におけるものであるため、自発性モデルを適用するのは難しい。また、私たちは、家畜化が常態化した社会の一員として生まれてくるため、家畜動物との関係に自動的に組み込まれることになる。もちろんその場合でも、自発性を発揮することは可能であるかもしれない。例えば、人種差別的な社会の中で生きている人がいるとしよう。仮に、彼がその社会の中でしか生きることができないとしても、彼自身人種差別的行為を差し控えることはできる。では、この可能性を家畜動物の場合にも当てはめて考えてみると、どうなるだろうか。まず、私たちの社会は家畜動物から大きな恩恵を受けている。したがって、その恩恵を拒否しない限り、社会の一員である私たち一人一人はその恩恵を享受していることになる。であるならば、恩恵を受け取らないという自発的選択をすれば、家畜動物との関係に従事することを避けることができ、一定の責任を負う必要はなくなると言えよう。以下、約束の例に代表される自発性モデルと区別して、このタイプの自発性モデルを恩恵モデルと呼ぶことにする。

だが、恩恵の享受の有無を通して自発性を確保できたとしても、次のような反直観的な帰結が生じることになる。例えば、ビーガンの人たちは家畜動物と一切関わりがないため、家畜動物に対して何の義務も負っていないことになる。つまり、どんなに家畜動物たちが社会の中で虐げられていたとしても、そのことから恩恵を受けていない限り、そのような事態に対して行動を起こす義務や責任は一切生じないのである。しかし、社会の一員として生きているのであれば、その社会に不正があった場合、その不正に自分が直接関与していなかったとしてもそれを正す一定の責任が生じると考えるほうがより自然ではな

⁵ ただし、ここでの自発性は必ずしも明示化されたものである必要はない。例えば、子どもを意図せずに作った場合であっても、その子どもに対する親としての責任は生じるだろう。子どもができる可能性のある行為を自発的に行ったのであれば、親子関係に対しても間接的な自発性が伴うことになる。

いだろうか。例えば、奴隷制の社会に生きている人は、仮に奴隷を所有していなかったとしても、奴隷制を是認する社会を変えるよう努力するべきではないだろうか。

この直観を救うため、恩恵モデルに基づいて次のように主張することもできるだろう。すなわち、家畜動物が存在する社会に生きている限り、その恩恵から逃れることはできない、という応答である。ビーガンであっても、その社会の一員である限り、何らかの形で恩恵を受けており、それゆえ家畜動物と関係している。それゆえ、ビーガンも家畜動物に対して固有の義務を負っているのである。しかし、このように主張した場合、自発性モデル自体が成り立たなくなってしまう。というのも、それはもはや私たちが自発的であるなしにかかわらず、家畜動物と何らかの形で関係づけられているからである。

以上の議論より、家畜動物との関係やそこから生じる固有な考慮のあり方は、自発性モデルでは十分に説明できないと言える。

第4節、パートナーシップモデル (The Partnership Model)

次に検討していくのは、パートナーシップモデルである。自発性モデルにおける恩恵は、あくまでも個々の人間が享受する場合を指していた。パートナーシップモデルでは、人間の集団と動物の集団が相互に恩恵を与え合っていると考える。順を追って説明していこう。

(1)、無自覚的選択 (Unconscious Selection)

家畜化に伴い、動物はさまざまな形で身体的かつ形態的に変容をとげてきた。一般的に、その原因は人間によって意図的にもたらされてきたと考えられるが、人為選択の中には無自覚的なものも含まれるとする見解が一部の専門家たちの中から出てきている。つまり、選択された形質に人間が関与しているからといって、人間がそれを直接選んだとは限らないのである。例えば、胸のサイズが異常なまでに大きい七面鳥は人間の意図的選択と言えるが、動物を一定の空間内に閉じ込めることから生じる変容は人間の意図的選択とは言えないだろう。確かに、「閉じ込める」という行為自体には人間の意図が反映されている。しかし、そもそも私たちは動物の形態的・生理学的特質を変えることを目的に動

物を閉じ込めているわけではないので、閉じ込めることによる形質変化は無自覚的選択に分類されるのである。この点において、無自覚的選択は意図的な人為選択とは異なる。この区別に則り、動物行動学者の Edward Price は、人間活動の結果としての環境の変化によって形質が選ばれる人為選択を、自然選択の特別な形態と捉える⁶。

このような見方に立つと、家畜動物に見られる様々な形質は人間によって意図された（意識された）選択とは限らないことがわかる。また、家畜化の歴史を振り返ったとき、その大部分は動物を特定の空間内に閉じ込めるという形態を取っており、動物の生殖に私たちが干渉し始めたのはここ 300 年ほどのことである。このことから、家畜動物に見られる変容のほとんどは、閉じ込められた環境に動物が適応するために生じた変化であると考えられる。

（２）、共進化（Coevolution）

家畜化を無自覚的選択に基づいて理解することを通して、異なる種同士が互いに進化しあう共進化という見方を展開する論者がいる。例えば、S. Budiansky は共進化の例として、キリンとシマウマの関係を挙げ、次のように説明している。彼らは大抵一緒に行動しているのだが、それはお互いの長所と短所をうまく補い合う関係にあるからなのだ⁷。シマウマは耳がよく聞こえるが、遠くを見ることができない。一方、キリンは聴力が弱いですが、遠くをよく見ることができる。したがって、この２種が一緒にいると、捕食者から互いの身を守りやすくなるのである。人間と家畜動物の間にも、シマウマとキリンに見られるような共進化の関係を見いだせるというのがパートナーシップモデルの発想である。

（３）、共生関係（Symbiotic Relation）

共進化の考えはすなわち、自然選択を通して相互の種にとって利益となりうるような関係が構築されるという見方である。Budiansky は家畜化について、少なくとも異なる２つの種が相互利益のもとパートナーシップを築くシンバイオシスであると述べている⁸。T. O'Connor もまた、異なる２種間の関係が成り立つのは、両方の種にとってその関係が

⁶ Leach, “Selection and the Unforeseen Consequences of Domestication,” p. 80.

⁷ Budiansky, *The Covenant of the Wild*, p. 54.

⁸ Ibid., p. 24.

利益になるからであり、片方だけが得するような関係が自然選択を通して形成されるとは考えにくい、と言っている⁹。

パートナーシップモデルは、相互利益を共有する共生関係を通して、その関係固有の義務・責任が生じるという主張を展開する。では、それはどのような義務や責任なのだろうか。手始めに、共生関係が壊れるとどのような倫理的問題が生じるのかを考えてみよう。例えば、Budiansky は、工場畜産が動物だけでなく、自然に対する暴虐でもあると主張する。家畜化を通して形成されるシンバイオシスは、動物によって選択された進化論的戦略であり、私たちはその戦略を尊重すべきだからである。「家畜動物に対する自然史的見方をとると、数千年前に彼らは家畜化されるほうが野生でいるよりも良いという進化論的選択をしたのである。したがって、私たち人間はこの取引を守る必要がある。」¹⁰

上記の主張を説明するのに最適なのは契約論的見方であろう。つまり、家畜動物は、野生の状態から家畜の状態へと移行する契約を私たち人間と交わしたのである。この見方に立つと、私たちの関係は契約が有効である限りにおいて倫理的に許容されることになる。「契約は、家畜動物の位置づけを単なる資源からパートナーへと昇華させ、私たちは彼らに対して義務を負うことになる」¹¹。したがって、この観点からすると、工場畜産は契約違反になるのである。

しかし、契約論的見方にはいくつか難点がある。まず、私たちは実際に動物と契約しているわけではない。もちろん、仮定した契約概念（仮説的契約概念）を用いて、次のように論じることが可能かもしれない。すなわち、動物が契約という概念を理解したならば、家畜化という契約を交わすだろう、という主張である。だが、仮にこの解釈を受け入れたとしても、家畜動物と人間の関係と、異種間の共生関係の間には徹底的な違いがある。それは、人間と動物における力関係が不均衡だという点である。家畜化を共生関係として理解する見方は、そもそも家畜化がどのようにして始まったのか——人間の利益を促進す

⁹ O'Connor, "Working at Relationships," pp. 152-3.

¹⁰ Budiansky, *The Covenant of the Wild*, p. 167.

¹¹ Lund et al., "The Ethical Contract as a Tool," p. 35.

るために動物を閉じ込め、家畜化した——という経緯を捉え損ねている。人間と動物がどちらも野生の状態からスタートし、相互利益を形成し、共生関係を取り結んだわけではないのである。さらに、人間と動物の間には能力において決定的な差が存在する。この点について、M. Zeder は次のように説明している。自然界における相互性は本質的に対称的であり、互いに依存する形で変容していくものである。しかし、人間は自分たちの行動レパートリーを自ら調整することができ、さらにはその知識を生殖に頼らない形で次世代につなげていくことができる¹²。その結果、人間は自らの利益のために、動物のさまざまな特質を操作する力を得るに至ったのである。しかも、それらの人為的操作は不可逆なものがほとんどなので、動物は契約から手を引くことができない。

以上述べてきたことから、契約論に則ったパートナーシップモデルも、家畜動物との関係を十分に説明できないと結論づけられる。

第5節、脆弱性モデル (The Vulnerability Model)

それでは最後に、脆弱性モデルを検討していこう。自発性モデルとパートナーシップモデルはどちらも、恩恵や利益といった概念に則って責任概念を提示してきた。脆弱性モデルでは、関係の帰結に焦点を当てる。まずは、脆弱性に基づく責任概念を展開した論者である、Robert Goodin の議論を取り上げてみたい。

まず彼は、関係固有の義務や責任が「他者があなたに依存しており、特にあなたの行為と選択に対して脆弱であるという事実から生じる」と論じる¹³。例えば、誰かが川で溺れており、あなたが比較的簡単に助けられる場合、その人が助かるかどうかはあなたの行動にかかっている。この点でその人はあなたに対して脆弱な立場にあると言える。この事実から、あなたはその溺れている人を助ける義務が課されるのである。実際、もしその人が地球の裏側で溺れていた場合、あなたにはその人を助ける義務は生じない。あなたに対して脆弱であるわけではないからである。この点から、Goodin は脆弱性が関係的概念であると説明する。誰が誰に対してどのような点で脆弱なのかが問われるからである。

¹² Zeder, “The Domestication of Animals,” p. 163.

¹³ Goodin, *Protecting the Vulnerable*, p. 33.

ただし、Goodin は、ここでいう「誰が誰に対して脆弱なのか」という視点を、誰が脆弱性を引き起こしたのかという意味では使っていない。というのも、脆弱性がどのようにして生じたのかについては、脆弱性に基づく義務や責任を考える上で関連性がないと彼は明確に主張しているからである。したがって、他者が脆弱であることに對して私が責任を負う理由は、他ならぬ私がその他者を助けることができるという点からのみ生じるのである。しかし、この見方は直観に反しているように思われる。例えば、川で溺れている人が、私が原因で溺れているのだとしたら、私の責任は偶然通りかかった人よりも重大なものとなるだろう。つまり、脆弱性によって関係づけられた二者がどのような文脈・経緯を通してそうなったのかという点は、義務や責任概念にとって重要なものとなるべきなのである。

これに對し、Goodin は、因果的歴史に依拠しない脆弱性概念を次のように論じて擁護した。因果的歴史は責任を分配するという観点においてはまったく関連しないのである、と。例えば今、私の目の前で人が溺れているのが、悪意ある別の人によって突き落とされた結果だとしよう。しかし、その因果的事実と、今その人を助けられるのは私しかいないという事実からくる責任は関連し合わないのである。助けるべき責任主体は私であるという事実は変わらない。したがって、Goodin における脆弱性への責任は、他ならぬ私がその脆弱性に対して応答可能であるという点から生じるのである。別の言い方をすると、私の行為の影響下にあり、かつ私が応答可能である存在に對しては一定の責任が生じるのである。

それでは、Goodin の主張をもとに、家畜動物に對する私たちの固有の責任がどのように論じられるのかを考えてみよう。まず、家畜動物は、私たちの行為から直接的影響を受けることから、私たちに對して脆弱な存在であると言える。この見方にたつと、例えば第3節の恩恵モデルで取り上げたビーガンの例は解決するように思われる。恩恵を受けていようといなかろうと、家畜動物が私たちにとって脆弱な存在であり続ける限り、私たちには一定の責任が生じうるからである。しかし、ここで注意しなければならないのは、家畜動物が脆弱であることからくる責任は、家畜動物固有のものではないという点である。というのも、Goodin の立場ではその脆弱性がどのようにして作り出されたのかは問われ

ないからである。この意味において、Goodin が展開する関係アプローチは、自発性モデルやパートナーシップモデルに見られる関係概念とは異なっている。すなわち、自発性モデルやパートナーシップモデルでは、二者の間に形成される関係を基軸にして責任が生じるという議論を展開する。一方、Goodin の脆弱性モデルは、そのような関係の固有性は想定されていない。あくまでも私たちが取る行為に対して脆弱かどうか問われているからだ。つまり、固有の関係ではなく、行為の帰結に組み込まれるかどうかポイントとなるのである。

関係を行為の帰結に基づいて理解することで、Goodin の脆弱性モデルは自発性モデルとパートナーシップモデルがそれぞれ直面する問題を回避していると言える。家畜動物との適切な関係が何かを論じる必要がないからだ。とはいえ、この見方をとると、関係アプローチ本来の強みがなくなってしまう。Goodin の主張する脆弱性概念は、固有の関係から生じるものではなく、私たちが持つ一般的性質からくるものとして考えられるからだ。実際、Goodin も、重要なのは動物が道徳的考慮に値する性質(interests)を持っているかどうかであると述べている¹⁴。これはつまり、川で溺れている人や家畜動物が脆弱な存在として私たちの前に立ち現れるのは、結局のところどちらも生き物¹⁵であるという点からくると言える。生き続けるためのニーズが私たちを脆弱な存在たらしめているのである。しかし、このような捉え方をすると、性質アプローチとの区別がつきにくくなる。性質や能力とは異なるものとして打ち出されたはずの関係概念が、生き物全般が持つ脆弱性という一般的性質に還元されてしまうからだ。

以上の点を踏まえると、Goodin の脆弱性モデルは関係アプローチとしては不十分であると言えよう。家畜動物との固有な関係から責任を論じるためには、家畜動物の脆弱性が家畜化という文脈的關係の中から生じるのであり、動物あるいは生き物として私たちが持つ全般的な脆弱性とは異なるという点を示す必要がある。

¹⁴ Goodin, *Protecting the Vulnerable*, p. 180.

¹⁵ 功利主義であれば、溺れている人間と家畜動物に共通して見られる脆弱性は、生き物全般が持つ性質ではなく、快苦の感覚能力に置き換えられる。

結論

本稿では、性質アプローチとは異なるアプローチとして関係アプローチの可能性を、家畜動物に対する固有の責任のあり方を通して検討してきた。具体的には、自発性モデル、パートナーシップモデル、脆弱性モデルの3つを取り上げ、それぞれの立場が家畜動物への責任をどう論じうるかを考察した。自発性モデルとパートナーシップモデルは家畜動物に対する責任をそれぞれ恩恵、契約に基づくものとして提示するが、家畜動物との関係を適切に描くことができていないという問題を抱える。一方、Goodin の議論を中心にみてきた脆弱性モデルは、関係概念を、家畜動物との固有の結びつきとしてではなく、行為の帰結に含まれるかどうかという観点から規定する。そのため、自発性モデルやパートナーシップモデルが直面する問題——家畜動物との関係を適切に描くことができていない——は回避できる。しかし、代わりに関係アプローチ本来の意義が損なわれ、性質アプローチとの区別がつかなくなってしまうという問題を抱えることになる。

関係アプローチのさらなる検討に向けて、家畜動物の脆弱性を家畜化という固有の文脈から生じるものとして捉え直し、Goodin の脆弱性モデルとは異なる見方を示していくことが求められる。

文献表

- Budiansky, Stephen. *The Covenant of the Wild: Why Animals Chose Domestication*. New York: William Morrow, 1992.
- Cassidy, Rebecca & Molly Mullin. *Where the Wild Things Are Now: Domestication Reconsidered*. Oxford: Berg Publishers, 2007.
- Donaldson, Sue & Will Kymlicka. *Zoopolis: A Political Theory of Animal Rights*. Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Goodin, Robert E. *Protecting the Vulnerable: A Reanalysis of Our Social Responsibilities*. Chicago: The University of Chicago Press, 1985.
- Korsgaard, Christine. "Two Distinctions in Goodness." *Philosophical Review* 92-2 (1983): 169-95.
- Leach, Helen M. "Selection and the Unforeseen Consequences of Domestication." In R. Cassidy & M. Mullin eds. *Where the Wild Things Are Now*, pp. 71-99.
- Lund, V., R. Anthony & H. Röcklinsberg. "The Ethical Contract as a Tool in Organic Animal Husbandry." *Journal of Agricultural and Environmental Ethics* 17 (2004): 23-49.
- O'Connor, T. P. "Working at Relationships: Another Look at Domestication." *Antiquity* 71 (1997):

149-56.

Palmer, Clare. *Animal Ethics in Context*. New York: Columbia University Press, 2010.

Russell, Nerissa. "The Wild Side of Animal Domestication." *Society and Animals* 10-3 (2002): 285-302.

Zeder, Melinda A. "The Domestication of Animals." *Journal of Anthropological Research* 68-2 (2012): 161-90.